

市第128号議案 横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

1 提案理由

横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）では、高齢者をはじめとした要援護者に対する保健医療に係る専門的な支援を行っており、介護医療院を12床、診療所病床を7床有しています。

このたび、診療所病床7床を廃止し、全て介護医療院へ転換するため、「横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号。以下「条例」という。）」の一部を改正します。

2 改正の概要

診療所病床に関する記載を削除します。

3 介護医療院への転換理由

よこはまポジティブエイジング計画（第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画・認知症施策推進計画）において、特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方や、医療療養病床から退院し介護施設へ移行される利用者の受入先の一つとして、介護医療院の整備を進めることとしています。

センターには、看取りやターミナルケアができる介護医療院への入所を希望する声が多く寄せられていることや、既に診療所病床に入院されている方の大部分が介護医療院への入所を希望していることから、センターの診療所病床を介護医療院へ転換します。

4 施行予定日

令和8年4月1日

※次期指定管理期間開始日から転換することとします。

5 今後の対応

介護医療院及び診療所病床の定員変更に伴い、「横浜市総合保健医療センター条例施行規則（令和4年3月25日規則第22号）」の改正手続を進めます。

また、診療所病床の御利用者及び御家族の皆様へ、介護医療院への転換予定について丁寧に説明していきます。

【参考】センターの施設概要

1 設置目的

寝たきりの状態にある高齢者、認知症の高齢者、精神障害者及び生活習慣病患者等（要援護者）に対し、在宅での生活の継続を目的とした保健医療に係る専門的な支援を行うとともに、地域における保健医療の向上を図る。

2 施設概要

所在地	横浜市港北区鳥山町 1,735番地	構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 4階建
開設年月日	平成4年10月1日 (平成18年度から指定管理制度を導入)		
現指定管理者	公益財団法人横浜市総合保健医療財団 (理事長 戸塚 武和)		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（第4期）		
施設種別	内容及び病床数・定員数		
	診療所	入院 7床（一般病床 7床）、外来診察室、各種検査室	
	介護老人 保健施設	入所（80人）、通所リハビリテーション	
	介護医療院	入所（12人）	
	精神障害者 支援施設	精神障害者自立訓練施設、精神障害者就労支援施設、精神科 デイケア施設、精神障害者就労支援センター、港北区精神障害者 生活支援センター	
	その他	総合相談室、講堂、研修室、薬局（医事課（会計窓口）含む）	